

役員報酬等及び費用に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人大分県老人保健施設協会（以下「本協会」という）定款第27条の規定に基づき、役員報酬及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 役員とは、定款第21条第1項に定める理事及び監事並びに本協会執行役員及び執行役員設置要綱第1条に定める執行役員をいう。
- (2) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等及び費用の支給)

第3条 役員には、その職務執行の対価として別表に定める日当を報酬等として支給する。

- 2 役員に対して、本協会の用務による出張旅費をしたときは、費用弁償として別表に定める額（日当を除く。）を支払う。
- 3 役員には、役員賞与及び退職手当を支給しない。

(報酬等及び費用の支給方法)

第4条 本協会は、前条の報酬等及び費用については、別表に定めるところにより、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うことができる。また、別表に定めのないものについては、原則として実費額を支給するものとする。

(公 表)

第5条 本協会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 正)

第6条 この規程の改廃は、総会の議決により行うものとする。

(補 則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

別表

県外用務			県内用務		
交通費 (鉄道賃・航空賃・船賃)		実費	車賃	1km当たり30円とする。	
日当	会長	6,000円	日当	会長	4,000円
	副会長	5,000円		副会長	3,000円
	その他役員	4,000円		その他役員	2,000円
宿泊料 (一夜につき)	七大都市	15,000円	宿泊料 (一夜につき)	10,000円	
	その他	13,000円			

・七大都市とは、東京都(23区)・横浜市・名古屋市・京都市・大阪市・神戸市・福岡市をいう。

・その他役員とは会長、副会長を除く役員をいう。

・業務対応が6時間未案の場合は、日当は二分の一の額とする。

(注)出張旅費の支払いについては、高速道路を利用した場合、第3条に定める実費額としてその額を支払う。

但し、高速使用を本人に口頭又は、領収書(片道でも可)で確認する。

附 則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 号に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

- 1 平成 29 年 11 月 30 日一部改正

改正内容「第 2 条第 1 項に次のとおり追加する。

「並びに本協会執行役員及び執行役員設置要綱第 1 条に定める執行役員」をいう。

- 1 この規程は令和 5 年 6 月 27 日一部改正し、令和 5 年 7 月 1 日施行する。